

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	個人情報の保護に関する法律	担当課	広報広聴課	検索番号	共通7-2
許認可等	訂正請求に対する措置				
(根拠規定)					
<p>第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>					
(許認可等の基準)					
開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る審査基準					
第7 訂正決定等の審査基準					
<p>法第93条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定は、以下により行う。</p> <p>1 訂正をする旨の決定は、実施機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合に、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行う。</p> <p>2 訂正をしない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>(1) 実施機関による調査の結果、当該保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合</p> <p>(2) 実施機関による調査の結果、請求時に地方公共団体等行政文書に記録されていた当該保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合。ただし、必要に応じて職権で訂正を行う。</p> <p>(3) 実施機関による調査の結果、当該保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合</p> <p>(4) 訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超える場合</p> <p>(5) 訂正請求書に形式上の不備がある場合。ただし、当該不備を補正できると認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>(6) 訂正請求に係る保有個人情報が法第90条第1項各号に該当しない場合</p> <p>(7) 当該保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた訂正請求でない場合</p> <p>(8) 事実ではなく評価や判断の内容の場合</p>					
(その他)					